

●香川県警察本部告示第6号

平成18年香川県警察本部告示第9号（香川県個人情報保護条例第4条第2項に規定する実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年4月1日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター</u>	財団法人香川県暴力追放運動推進センター